

がっこうきゅうしょくひげんめん むりょうか かん
学校給食費減免（無料化）に関するQ&A

Q この減免（無料化）の目的はなんですか。

A 少子化等の社会的背景がある中で、本市でより多くの子どもを育てていただけるよう、多子世帯の保護者の学校給食費に対する経済的負担を軽くするために実施するものです。

Q 対象となる子は誰ですか。

A 18歳以下の子を2人以上、養育されている世帯で、18歳以下の子どもの中で出生順が2人目以降の小学生・中学生の学校給食費が減免の対象です。2人目は半額、3人目以降は全額が減免（無料）となります。

18歳以下の子 … 2004年（平成16年）4月2日以降に生まれた子

（例）「19歳（大学生1回生）」、「17歳（高校2年生）」、「14歳（中学2年生）」、

「7歳（小学1年生）」の子がいる世帯の場合・・・

「大学生1回生」の子は出生順に含まず、「高校2年生」の子が1人目、

「中学2年生」の子が2人目、「小学1年生の子」が3人目となり、「中学2年生」の子は学校給食費が半額、「小学1年生」の子は学校給食費が全額無料となります。

Q 高校生の子が下宿等で同居していない場合は出生順に含まれますか。

A 生計を同じくする場合（その子を扶養している場合）は出生順に含まれます。中学卒業後に進学していない場合も同様です。ただし、住所地を移転している場合など、同一世帯であることを確認できない場合は、扶養状況を確認させていただく場合があります。

Q 申請を行わない場合はどうなりますか。

A 本制度は保護者様の申請にもとづき行うものとなりますので、申請を行わない場合は減免の対象となりません。

対象世帯であるものの申請が出ておらず、かつ市で対象世帯であることが分かった場合は、ご案内をさせていただくことがありますが、保護者様が申請を行わない限り、自動的に減免を行うことはありませんのでご注意ください。

Q 申請は子ども1人につき1枚必要ですか。

A ごきょうだい（1世帯）でまとめて1枚の提出で問題ありません。複数の市立小中学校に在籍されている場合は、上のお子様が発着されている学校へ提出してください。

Q 提出が遅れた場合、減免を受けることは可能ですか。

A 提出日（書類受理日）の翌月以降から学校給食費の減免を受けることが可能です。ただし、過去にさかのぼって減免を受けることはできないため、お忘れのないようご提出ください。

Q 学校給食費を滞納していますが、減免を受けることは可能ですか。

A 学校給食費を滞納している場合、減免を受けることはできません。ただし、滞納により減免の決定がされなかった場合でも、滞納が無くなった時点で減免を申請していただくことで、提出日（書類受理日）の翌月以降から減免を受けることができます。

Q 生活保護や就学援助費の給付を受けています。減免を受けることは可能ですか。

A 生活保護や就学援助費などの公的扶助制度により、学校給食費に対する給付を受けている場合は減免の対象となりません。（ただし、減免決定後に、就学援助費の認定を受けた場合は、減免後の半額分の学校給食費が就学援助費で給付されます。）

Q 年度途中の転入又は転出、市立校以外の学校との転校の場合、減免はどうなりますか。

A 転入や市立校以外からの転校の場合は、異動月（申請月）の翌月から減免を行います。また、転出や市立校以外への転校の場合は、異動月の学校給食費まで減免を行います。
なお、市内在住で市立校から私立や特別支援学校等に転校した場合は、異動月の翌月以降の学校給食費等を対象に補助金給付を受けることが可能です。（詳しくは市ホームページ等をご確認ください。）

Q 入院等により短期間、給食を食べていない場合は減免される金額はどうなりますか。

A 給食を停止した期間の学校給食費を減額した金額の半額又は全額を減免します。
例えば、中学生の第2子で、5日間学校給食を停止した場合は、
 $4,430円 - (260円 \times 5日) = 3,130円 \div 2 = 1,565円$ を減免します。

Q アレルギー対応や長期欠席等により長期間、学校給食費が減額又は徴収停止となった場合、減免される金額が少ない（又は減免がない）ですが、それに対する支援はありますか。

A アレルギー等により牛乳等の一部又は全ての学校給食を停止した場合は、入院等と同様に減額された学校給食費から減免を行うため、減免される学校給食費の金額が少なくなります。この場合、家庭で代替食を用意されていることから、減免に代わり学校給食費等補助金の給付を受けることが可能です。（翌年度の4月に一括給付されます。）

ただし、学校給食費の減免と学校給食費等補助金の両方を受けることはできないため、学校給食費等補助金による給付を希望される場合は、「学校給食費補助金による給付希望書」を提出する必要があります。

なお、学校給食費等補助金に係る申請手続きは、希望された保護者様に対し、年度末に郵送等によりご案内する予定です。（※補助金対象に該当しない場合は、減免手続きを行いますので、「学校給食費減免申請書」も合わせてご提出ください。）

また、学校給食費等補助金による給付は、入院の場合等の短期間の学校給食の停止は対象となりませんのでご承知おきください。